

西宮市都市交通会議財務規程（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規程（案）		
	条	項目	内容	条	項目	内容
組織名称の変更。	-	-	西宮市地域公共交通活性化協議会財務規程	-	-	西宮市都市交通会議財務規程
組織名称の変更。	1	趣旨	第1条 この規程は、西宮市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、西宮市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。	1	趣旨	第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。
組織名称の変更。	2	予算	第2条 協議会の予算は、国からの補助金、西宮市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。	2	予算	第2条 交通会議の予算は、国からの補助金、西宮市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。
組織名称の変更。	3	予算の補正	第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。	3	予算の補正	第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。
内容修正無し。	4	予算区分	第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。	4	予算区分	第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。
組織名称の変更。	5	予算の流用及び予備費の充用	第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、西宮市の例によるものとする。 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の協議会に報告しなければならない。	5	予算の流用及び予備費の充用	第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、西宮市の例によるものとする。 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議に報告しなければならない。
組織名称の変更。	6	出納及び現金等の保管	第6条 協議会の出納は、事務局長が行う。 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。	6	出納及び現金等の保管	第6条 交通会議の出納は、事務局長が行う。 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

西宮市都市交通会議財務規程（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規程（案）																																
	条	項目	内容	条	項目	内容																														
組織名称の変更。	7	協議会出納員	第7条 事務局長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。 2 協議会出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。	7	交通会議出納員	第7条 事務局長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。 2 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。																														
組織名称の変更。	8	収入及び支出の手続	第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、西宮市の例により行うものとする。 2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。 (1) 予算整理簿 (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊	8	収入及び支出の手続	第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、西宮市の例により行うものとする。 2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。 (1) 予算整理簿 (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊																														
組織名称の変更。	9	決算等	第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第12条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。	9	決算等	第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第14条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。																														
内容修正無し。	10	委任	第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。	10	委任	第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。																														
附則の追加。	-	附則		-	附則	(附則) この規約は、平成25年1月26日から施行する。																														
内容修正無し。	-	別表第1	別表第1（第4条関係） 歳入予算の款、項及び目の区分 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td>2 補助金</td> <td>1 補助金</td> <td>1 補助金</td> </tr> <tr> <td>3 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> </tr> <tr> <td>4 諸収入</td> <td>1 諸収入</td> <td>1 雑入</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	1 負担金	1 負担金	1 負担金	2 補助金	1 補助金	1 補助金	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	-	別表第1	別表第1（第4条関係） 歳入予算の款、項及び目の区分 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td>2 補助金</td> <td>1 補助金</td> <td>1 補助金</td> </tr> <tr> <td>3 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> </tr> <tr> <td>4 諸収入</td> <td>1 諸収入</td> <td>1 雑入</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	1 負担金	1 負担金	1 負担金	2 補助金	1 補助金	1 補助金	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	4 諸収入	1 諸収入	1 雑入
款	項	目																																		
1 負担金	1 負担金	1 負担金																																		
2 補助金	1 補助金	1 補助金																																		
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金																																		
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入																																		
款	項	目																																		
1 負担金	1 負担金	1 負担金																																		
2 補助金	1 補助金	1 補助金																																		
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金																																		
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入																																		

西宮市都市交通会議財務規程（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規程（案）																														
	条	項目	内容	条	項目	内容																												
内容修正無し。	-	別表第 2	別表第 2（第 4 条関係） 歳出予算の款、項及び目の区分	-	別表第 2	別表第 2（第 4 条関係） 歳出予算の款、項及び目の区分																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 運営費</td> <td>1 会議費</td> <td>1 会議費</td> </tr> <tr> <td>2 事務費</td> <td>1 事務費</td> </tr> <tr> <td>2 事業費</td> <td>1 事業費</td> <td>1 事業費</td> </tr> <tr> <td>3 予備費</td> <td>1 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table>			款	項	目	1 運営費	1 会議費	1 会議費	2 事務費	1 事務費	2 事業費	1 事業費	1 事業費	3 予備費	1 予備費	1 予備費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 運営費</td> <td>1 会議費</td> <td>1 会議費</td> </tr> <tr> <td>2 事務費</td> <td>1 事務費</td> </tr> <tr> <td>2 事業費</td> <td>1 事業費</td> <td>1 事業費</td> </tr> <tr> <td>3 予備費</td> <td>1 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	1 運営費	1 会議費	1 会議費	2 事務費	1 事務費	2 事業費	1 事業費	1 事業費	3 予備費	1 予備費	1 予備費
			款			項	目																											
			1 運営費			1 会議費	1 会議費																											
						2 事務費	1 事務費																											
2 事業費	1 事業費	1 事業費																																
3 予備費	1 予備費	1 予備費																																
款	項	目																																
1 運営費	1 会議費	1 会議費																																
	2 事務費	1 事務費																																
2 事業費	1 事業費	1 事業費																																
3 予備費	1 予備費	1 予備費																																